

新旧対照表

(新)

第1条～第17条 (略)

(旧)

第1条～第17条 (略)

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア 総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
		整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
		体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額
			緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額
			地域防災上のリスク除去	定額
			ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内
実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額			
イ 災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定事業	定額。ただし、令和7年度までに採択する場合は定額
エ 農村整備事業費補助金	農村整備事業	計画策定等事業	定額	

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア 土地改良事業団体調査設計事業費補助金	調査設計事業	団体営事業の計画及び全体実施計画の作成業務	補助事業費の10分の6以内	
イ 総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
		整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
		体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額
			緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額
			地域防災上のリスク除去	定額
			ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内
		実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額	
		ウ 災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率
エ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定事業	定額。ただし、令和7年度までに採択する場合は定額



別表第5(第7条関係)

補助事業の種類	変更事項
<u>災害関連事業</u> <u>農村地域防災減災事業</u>	<u>(1)事業の中止又は廃止</u> <u>(2)事業主体の変更</u> <u>(3)補助金の額の変更</u> <u>(4)地区(災害関連にあつては、箇所)相互間の補助金の額の流用</u> <u>(5)工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合400万円)を超える増減</u> <u>(6)工種の新設、変更又は廃止</u>
<u>地域農業水利施設ストックマネジメント事業</u>	<u>(1)事業の中止又は廃止</u> <u>(2)事業主体の変更</u> <u>(3)補助金の額の変更</u> <u>(4)地区相互間の補助金の額の流用</u>
<u>水利施設等保全高度化事業</u>	<u>(1)事業の中止又は廃止</u> <u>(2)事業主体の変更</u> <u>(3)補助金の額の変更</u> <u>(4)地区相互間の補助金の額の流用</u> <u>(5)工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合500万円)を超える増減</u> <u>(6)工種の新設、変更又は廃止</u>
<u>農村整備事業</u>	<u>(1)事業の中止又は廃止</u> <u>(2)補助金の額の変更</u> <u>(3)調査地域ごとに事業費の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合400万円)を超える増減</u> <u>(4)調査地域の変更</u> <u>(5)調査項目の変更又は廃止</u>

別記第1号様式(第4条関係)～別記第19号様式(第14条関係) (略)

別表第5(第7条関係)

補助事業の種類	変更事項
<u>調査設計事業</u> <u>災害関連事業</u> <u>地域農業水利施設ストックマネジメント事業</u> <u>農村地域防災減災事業</u> <u>水利施設等保全高度化事業</u>	<u>(1)事業の中止又は廃止</u> <u>(2)事業主体の変更</u> <u>(3)補助金の額の変更</u> <u>(4)地区相互間の補助金の額の流用</u> <u>(5)工種別の事業費の30パーセントを超える増減</u> <u>(6)工種の新設、変更又は廃止</u>

別記第1号様式(第4条関係)～別記第19号様式(第14条関係) (略)